

郡山市聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月13日

郡山市長 椎根健雄

## 郡山市規則第1号

### 郡山市聴聞規則の一部を改正する規則

郡山市聴聞規則（平成6年郡山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(公示の方法)</u></p> <p><u>第3条の2 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧する者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p class="list-item-l1">(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p>（聴聞の期日の変更）</p> <p>第4条 市長が<u>第3条の通知（法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定により通知をした場合を含む。）</u>をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、市長に対し、聴聞の期日の変更申出書（第2号様式）又はこれに準じた書面により聴聞の期日の変更を申し出ることが</p>	<p><u>(聴聞の期日の変更)</u></p> <p><u>第4条 市長が前条の通知（法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定により通知をした場合を含む。）</u>をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、市長に対し、聴聞の期日の変更申出書（第2号様式）又はこれに準じた書面により聴聞の期日の変更を申し出ることが</p>

できる。

2・3 (略)

(聴聞調書及び報告書の作成)

第12条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書は、第13号様式に準じて作成するものとする。

2 (略)

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書は、第14号様式に準じて作成するものとする。

きる。

2・3 (略)

(聴聞調書及び報告書の作成)

第12条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書は、第13号様式に準じて作成するものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

2 (略)

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書は、第14号様式に準じて作成するものとし、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

第13号様式中「印」を削る。

第14号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、郡山市行政手続条例の一部を改正する条例（令和7年郡山市条例第39号）の施行の日から施行する。ただし、第12条、第13号様式及び第14号様式の改正規定は、公布の日から施行する。